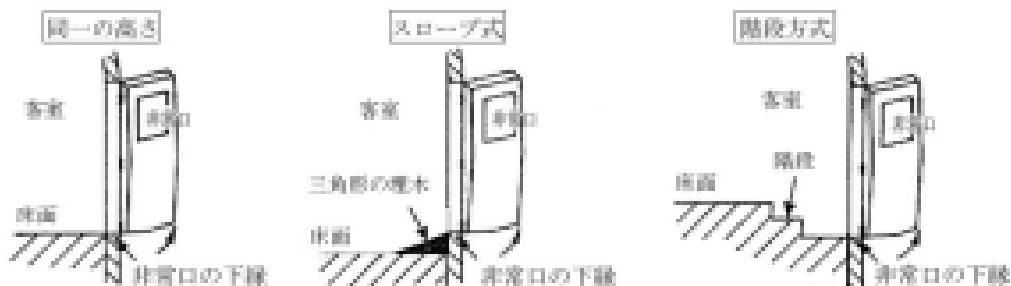


（非常口）

第114条 非常口の設置位置、大きさ等に関し保安基準第26条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 非常口は、客室の右側面の後部（客室の右側面のうち客室の長手方向の中央より後方の部分をいう。）又は後面に設けられていること。この場合において、非常口の有効幅の中心が右側面の後部より後方のものは、この基準に適合するものとする。
- 二 乗車定員30人以上の自動車の非常口は、次号及び第4号に掲げる場合を除き、有効幅400mm以上、有効高さ1,200mm以上であること。
- 三 客室の右側面の後部に設ける非常口は、これに接して車輪おおいの張り出しがあるためやむを得ない場合は、床面からの高さ450mmまでの部分の有効幅が250mm以上でその他の部分の有効幅が400mm以上であり、かつ、有効高さが1,200mm以上であること。
- 四 客室の右側面の後部に設ける非常口は、前号に掲げる場合を除き、これに接して前向座席があるためやむを得ない場合は、床面からの高さ650mmまでの部分の有効幅が300mm以上でその他の部分の有効幅が400mm以上であり、かつ、有効高さが1,300mm以上であること。
- 五 乗車定員30人未満の幼児専用車の非常口は、有効幅300mm以上、有効高さ1,000mm以上であること。
- 六 非常口には、常時確実に閉鎖することができ、火災、衝突その他の非常の際に客室の内外からかぎその他の特別な器具を用いなくて開放できる外開きのとびらを備えること。この場合において、とびらは、自重により再び閉鎖することがないものでなければならない。
- 七 非常口の付近には、バンパ、牽引こう、その他の脱出の妨げとなるものが突出しておらず、非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと。この場合において、「非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと」とは、脱出の際につまずかないような構造となっていることをいい、次の図に示す非常口は、この基準に適合するものとする。



- 八 非常口付近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取り外し又は折り畳むことができる構造であること。この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効

高さが、第5号に掲げる自動車にあっては同号、その他の自動車にあっては第2号、第3号又は第4号の基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

- 九 幼児専用車の非常口は、保護者用座席の付近に設けられていること。ただし、保護者用座席から非常口へ至ることのできる通路が設けられている場合にあっては、この限りでない。
- 2 保安基準第26条第2項の規定により、非常口を設けた自動車には、非常口又はその付近に、見やすいように、非常口の位置及びとびらの開放の方法が表示されていなければならない。この場合において灯火により非常口の位置を表示するときは、その灯火の色は緑色でなければならない。
- 3 保安基準第26条第3項の規定により、非常口を設けた自動車には、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置を備えなければならない。